平成３０年 ２ 月１９日開会
平成３０年　　月　　日閉会

平成３０年３月宮古市議会定例会議案

（2）

３分冊の３

議　　案　　目　　次

議案番号	件　　　　名
議案第49号	宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
議案第50号	宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
議案第51号	津軽石漁港海岸災害復旧（23災641号防潮堤）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第52号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第53号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第54号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第55号	山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第56号	岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第57号	田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第58号	市道路線の廃止について
議案第59号	市道路線の認定について

議案第49号

宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則（第1条―第4条）
第2章　指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第5条・第6条）
第3章　指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第7条―第32条）
第4章　基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第33条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを行う事業者との連携に努めなければならない。

5　指定居宅介護支援事業者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、中央防災会議が定める防災基本計画、岩手県が定める地域防災計画及び市が定める地域防災計画の規定を遵守するよう努めなければならない。

（居宅介護支援事業の申請者の資格）

第4条　法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

第2章　指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第５条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。

（管理者）

第６条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第３章　指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２１条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8　前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１０条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１１条　指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用

申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
3　指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１２条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問をしたとき、及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第１３条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下「利用料」という。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
3　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１４条　指定居宅介護支援事業者は、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第１５条　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
2　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第１６条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
3　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画

的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
4　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
5　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
6　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握をしなければならない。
7　介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
8　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
9　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
１０　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
１１　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
１２　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成２４年岩手県条例第７４号。以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。）第２５条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

１３　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

１４　第3項から第１２項までの規定は、前項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

１５　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

１６　介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(2) 少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

１７　介護支援専門員は、次に掲げる場合は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(1) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

１８　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

１９　介護支援専門員は、病院、診療所又は介護保険施設から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

２０　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

２１　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

２２　前項の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

２３　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

２４　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

２５　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

２６　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

２７　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第１項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

２８　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

２９　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

３０　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１７条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第４１条第１０項の規定により同条第９項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健

康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第４１条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者等に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第１８条　指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第１９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2)　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第２０条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第２１条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5)　通常の事業の実施地域

(6)　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第２２条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
３　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第２３条　指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第２４条　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第２６条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第２７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第２８条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
２　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
３　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償と

して、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第２９条　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第６項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

７　指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第３０条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第３２条　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲

げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
(1) 第１６条第１３項に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア　居宅サービス計画
イ　アセスメントの結果の記録
ウ　サービス担当者会議等の記録
エ　モニタリングの結果の記録
(3) 第１９条の規定による市町村への通知に係る記録
(4) 第２９条第２項の規定による苦情の内容等の記録
(5) 第３０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

第４章　基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

（準用）

第３３条　第３条、第２章及び第３章（第２９条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２１条」とあるのは「第３３条において準用する第２１条」と、第１３条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１６条第２０項の規定は、平成３０年１０月１日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から平成３３年３月３１日までの間は、第６条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第６条第１項に規定する管理者とすることができる。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第５０号

宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年宮古市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 　第１章～第３章　〔略〕 　第３章の２　地域密着型通所介護 　　第１節～第５節　〔略〕 　　第６節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第６０条の３９・第６０条の４０） 　第４章～第９章　〔略〕 　附則	目次 　第１章～第３章　〔略〕 　第３章の２　地域密着型通所介護 　　第１節～第５節　〔略〕 　第４章～第９章　〔略〕 　附則
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の２の２第１項及び第４項並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。 (7)　〔略〕	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　〔略〕
（従業者の員数） 第７条　〔略〕 ２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならな	（従業者の員数） 第７条　〔略〕 ２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならな

い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年岩手県条例第７４号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第６条のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。	い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年岩手県条例第７４号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第６条のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に３年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。
３・４　〔略〕	３・４　〔略〕
５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(11)　〔略〕	(1)～(11)　〔略〕
(12)　介護医療院	
６　〔略〕	６　〔略〕
７　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	７　午後６時から午前８時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
８　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	８　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
９～１１　〔略〕	９～１１　〔略〕
１２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６５条に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応	１２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６５条に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第６４条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第６５条に規定する人員に関する基準を満たすとき（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第６０条第４項の規定により基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９２条第１４項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第６４条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第６５条に規定する人員に関する基準を満たすとき（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第６０条第４項の規定により基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９２条第１０項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第３３条　〔略〕	第３３条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	３　前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
４　〔略〕	４　〔略〕
（地域との連携等）	（地域との連携等）
第４０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時	第４０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね３月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。	4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。
（訪問介護員等の員数）	（訪問介護員等の員数）
第４８条 〔略〕	第４８条 〔略〕
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、３年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
（利用定員）	（利用定員）
第６０条の２５ 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を１８人以下とする。	第６０条の２５ 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を９人以下とする。
(1)～(9) 〔略〕	(1)～(9) 〔略〕
（準用）	（準用）
第６０条の３８ 第１１条から第１４条まで、第１７条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４２条、第６０条の７（第３項第２号を除く。）、第６０条の８及び第６０条の１３から第６０条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、	第６０条の３８ 第１１条から第１４条まで、第１７条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４２条、第６０条の７（第３項第２号を除く。）、第６０条の８及び第６０条の１３から第６０条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、

第３５条中「運営規程」とあるのは「第６０条の３４に規定する重要事項に関する規程」と、第３５条及び第３６条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１３及び第６０条の１５中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６０条の２６第４項」と読み替えるものとする。

第６節　共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第６０条の３９　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第

第３５条及び第３６条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１３及び第６０条の１５中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６０条の２６第４項」と読み替えるものとする。

４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第７７条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を

受けていること。

（準用）

第６０条の４０　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４２条、第５４条及び第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項並びに第４節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３５条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項及び第６０条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第３号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第５号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第２９条第２項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第６２条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介

（従業者の員数）

第６２条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介

護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕 ２～７　〔略〕	護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕 ２～７　〔略〕
（利用定員等） 第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては同条に規定するユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする。	（利用定員等） 第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。
２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介	２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介

護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８３条第７項及び第１９２条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第８３条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項

護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８３条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第８３条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項

に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２～５　〔略〕

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるも	介護職員

に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２～５　〔略〕

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であ	介護職員

	のに限る。）<u>又は介護医療院</u>	
〔略〕		

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下<u>この章において</u>「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

８～１３　〔略〕

（管理者）

第８４条　〔略〕

２　〔略〕

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設<u>、介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第２項、第１１３条、第１９３条第２項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者

	るものに限る。）	
〔略〕		

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

８～１３　〔略〕

（管理者）

第８４条　〔略〕

２　〔略〕

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第２項、第１１３条、第１９３条第２項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別

であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）
第８５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第８５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第１０４条　〔略〕	第１０４条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
（管理者）	（管理者）
第１１２条　〔略〕	第１１２条　〔略〕
２　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	２　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）	（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）
第１１３条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービス	第１１３条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う

の提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）	（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）
第１１８条　〔略〕	第１１８条　〔略〕
２～６　〔略〕	２～６　〔略〕
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
８　〔略〕	７　〔略〕
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第１２６条　〔略〕	第１２６条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１３１条　〔略〕	第１３１条　〔略〕
２・３　〔略〕	２・３　〔略〕
４　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において	４　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上及び介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体

「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

５・６　〔略〕

７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2)　〔略〕

(3)　介護医療院　介護支援専門員

８～１０　〔略〕

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第１３９条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

７　〔略〕

第１５２条　〔略〕

２　〔略〕

３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介

施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

５・６　〔略〕

７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2)　〔略〕

８～１０　〔略〕

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第１３９条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　〔略〕

第１５２条　〔略〕

２　〔略〕

３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介

護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第３８条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第４７条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第１８８条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第３８条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第１８８条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
４　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第１７項、第１５３条第１項第６号並びに第１８１条第１項第３号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	４　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第１７項、第１５３条第１項第６号並びに第１８１条第１項第３号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
５～７　〔略〕	５～７　〔略〕
８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区	８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1)　〔略〕	(1)　〔略〕
(2) 介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員	(2) 介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
(3)　〔略〕	(3)　〔略〕
(4)　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員	
９～１７　〔略〕	９～１７　〔略〕
（サービス提供困難時の対応）	（サービス提供困難時の対応）
第１５４条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	第１５４条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）	（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）
第１５８条　〔略〕	第１５８条　〔略〕
２～５　〔略〕	２～５　〔略〕
６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
７　〔略〕	６　〔略〕
（健康管理）	（健康管理）
第１６５条　〔略〕	第１６５条　〔略〕
（緊急時等の対応）	
第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、	

現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５２条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	
（運営規程）	（運営規程）
第１６９条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第１６９条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5)　〔略〕	(1)～(5)　〔略〕
(6)　緊急時等における対応方法	
(7)　〔略〕	(6)　〔略〕
(8)　〔略〕	(7)　〔略〕
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）	（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）
第１８３条　〔略〕	第１８３条　〔略〕
２～７　〔略〕	２～７　〔略〕
８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
９　〔略〕	８　〔略〕
（運営規程）	（運営規程）
第１８７条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第１８７条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(6)　〔略〕	(1)～(6)　〔略〕

(7)　緊急時等における対応方法

(8)　〔略〕

(9)　〔略〕

（従業者の員数等）

第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第８３条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第６項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当

(7)　〔略〕

(8)　〔略〕

（従業者の員数等）

第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第６項において同じ。）の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

該本体事業者に係る第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	
２～５　〔略〕	２～５　〔略〕
６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第８３条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号	７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号

に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4)　〔略〕

(5)　介護医療院

8　第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9　第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10　第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4)　〔略〕

11 〔略〕	8 〔略〕
12 〔略〕	9 〔略〕
13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。	
14 〔略〕	10 〔略〕
（管理者）	（管理者）
第193条 〔略〕	第193条 〔略〕
2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。	
3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。	2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。
（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）
第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であっ	第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労

て、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。	働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。
（登録定員及び利用定員）	（登録定員及び利用定員）
第１９５条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。	第１９５条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人以下とする。
２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。	２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。
(1)　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）まで	(1)　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員）まで
〔略〕	〔略〕
(2)　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで	(2)　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第１９６条　〔略〕	第１９６条　〔略〕
２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
(1)　〔略〕	(1)　〔略〕
(2)　宿泊室	(2)　宿泊室
ア～エ　〔略〕	ア～エ　〔略〕
オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がないときには、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。	
３・４　〔略〕	３・４　〔略〕
（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多	（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多

改正後	改正前
機能型居宅介護報告書の作成） 第２００条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第１９２条第１３項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。	機能型居宅介護報告書の作成） 第２００条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。
２～１０　〔略〕	２～１０　〔略〕
（準用） 第２０３条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４１条、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７、第８８条から第９１条まで、第９４条から第９６条まで、第９８条、第９９条、第１０１条から第１０５条まで及び第１０７条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２０３条において準用する第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３５条及び第３６条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１１及び第６０条の１３第２項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８８条中「第８３条第１２項」とあるのは「第１９２条第１３項」と、第９０条、第９８条、第１０１条及び第１０３条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多	（準用） 第２０３条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４１条、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７、第８８条から第９１条まで、第９４条から第９６条まで、第９８条、第９９条、第１０１条から第１０５条まで及び第１０７条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２０３条において準用する第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３５条及び第３６条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１１及び第６０条の１３第２項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第９０条、第９８条、第１０１条及び第１０３条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９２条第７項各号」と読み替えるものとする。

機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９２条第７項各号」と読み替えるものとする。	
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年宮古市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第６条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕 ２～７　〔略〕 （利用定員等） 第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生	（従業者の員数） 第６条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3)　〔略〕 ２～７　〔略〕 （利用定員等） 第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生

活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては一体的に構成される場所ごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする。

２　〔略〕

（従業者の員数等）

第４５条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
〔略〕		

７～１３　〔略〕

活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。

２　〔略〕

（従業者の員数等）

第４５条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
〔略〕		

７～１３　〔略〕

（管理者）	（管理者）
第４６条　〔略〕	第４６条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第２項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第２項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）
第４７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第４７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第６１条　〔略〕	第６１条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
（管理者）	（管理者）

第７３条　〔略〕	第７３条　〔略〕
２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）	（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）
第７４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	第７４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第７９条　〔略〕	第７９条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第８４条　〔略〕	第８４条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、	３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、

サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２６年宮古市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基本方針） 第２条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（法第８条の２第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。）（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。 ４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。第５条第２項において同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、	（基本方針） 第２条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第８条の２第１８項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（法第８条の２第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。）（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。 ４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。第５条第２項において同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含む地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

住民の自発的な活動によるサービスを含む地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	
5　〔略〕	5　〔略〕
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第６条　〔略〕	第６条　〔略〕
2　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第８条の２第１８項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。
3　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	
4　〔略〕	3　〔略〕
5　〔略〕	4　〔略〕
6　指定介護予防支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容のうち次に掲げるものを示し、文書又は電磁的方法により承諾を得なければならない。	5　指定介護予防支援事業者は、第３項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容のうち次に掲げるものを示し、文書又は電磁的方法により承諾を得なければならない。
(1)　第４項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの	(1)　第３項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
(2)　〔略〕	(2)　〔略〕
7　〔略〕	6　〔略〕
（秘密保持）	（秘密保持）
第２４条　〔略〕	第２４条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕
3　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（職	3　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（職

員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（第３２条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。	員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（第３２条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
（指定介護予防支援の具体的取扱方針）	（指定介護予防支援の具体的取扱方針）
第３２条　〔略〕	第３２条　〔略〕
２～１４　〔略〕	２～１４　〔略〕
１５　職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。	
１６　〔略〕	１５　〔略〕
１７　〔略〕	１６　〔略〕
１８　〔略〕	１７　〔略〕
１９　〔略〕	１８　〔略〕
２０　〔略〕	１９　〔略〕
２１　職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護をいう。次項において同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。次項において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次項及び第２３項において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。	２０　職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問看護をいう。次項において同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（法第８条の２第８項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。次項において同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次項において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
２２　前号の場合において、職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	
２３　〔略〕	２１　〔略〕
２４　職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（法第８条の２第７項に規定する介護予防	２２　職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（法第８条の２第９項に規定する介護予防

短期入所生活介護をいう。以下この項において同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。	短期入所生活介護をいう。以下この項において同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（法第８条の２第１０項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
２５　職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（法第８条の２第１０項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合には、その理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。	２３　職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（法第８条の２第１２項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合には、その理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
２６　職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（法第８条の２第１１項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	２４　職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（法第８条の２第１３項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下この項において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
２７　〔略〕	２５　〔略〕
２８　〔略〕	２６　〔略〕
２９　〔略〕	２７　〔略〕
３０　〔略〕	２８　〔略〕
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　德

理由

介護保険法の改正による共生型地域密着型サービス及び介護医療院の新設に係る基準を定めるとともに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の基準を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第５１号

津軽石漁港海岸災害復旧（23 災 641 号防潮堤）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

平成２５年１１月１１日に議会の議決（平成２８年９月１６日変更議決）を経た津軽石漁港海岸災害復旧（23 災 641 号防潮堤）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年宮古市条例第５２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「９０５，１０３，７２０円」を「９３３，４５９，１２０円」に改める。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

津軽石漁港海岸災害復旧（23 災 641 号防潮堤）工事において、現場精査による設計変更及びインフレスライド条項の適用に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

1　工 事 名　　津軽石漁港海岸災害復旧(23 災 641 号防潮堤)工事

2　工事場所　　宮古市赤前第１３地割他地内

3　工　　期　　平成２５年１１月１２日から平成３０年３月２５日まで

4　請 負 者　　名　称　長沢産業㈱・㈱オガサワラ産業特定市営建設工事共同企業体

代表者　住所　宮古市赤前第１地割２８番地

名称　長沢産業株式会社

代表取締役　長沢　アヤ

構成員　住所　宮古市山口一丁目４番２５号

名称　株式会社オガサワラ産業

代表取締役　小笠原　邦夫

5　変更内容

(1) 地盤改良工のセメント配合改良材において、現場配合試験の結果、セメントの配合量が増えることにより増額するもの。

(2) 仮設工の水替工において、想定より湧水量が多かったことにより、水替日数を増工するもの。

(3) 工事請負契約書別記第２５条第６項（インフレスライド条項）の適用による変更を行うもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
地盤改良工　ｾﾒﾝﾄ配合改良材	232 t	405 t	173 t	9,376,690 円
仮設工　　　水替工	156 日	247 日	91 日	4,622,736 円
諸経費				7,485,574 円
小　　計				21,485,000 円
インフレスライド				4,770,000 円
消費税				2,100,400 円
合　　計				28,355,400 円

津軽石漁港海岸災害復旧(23災641号防潮堤)工事　全体平面図

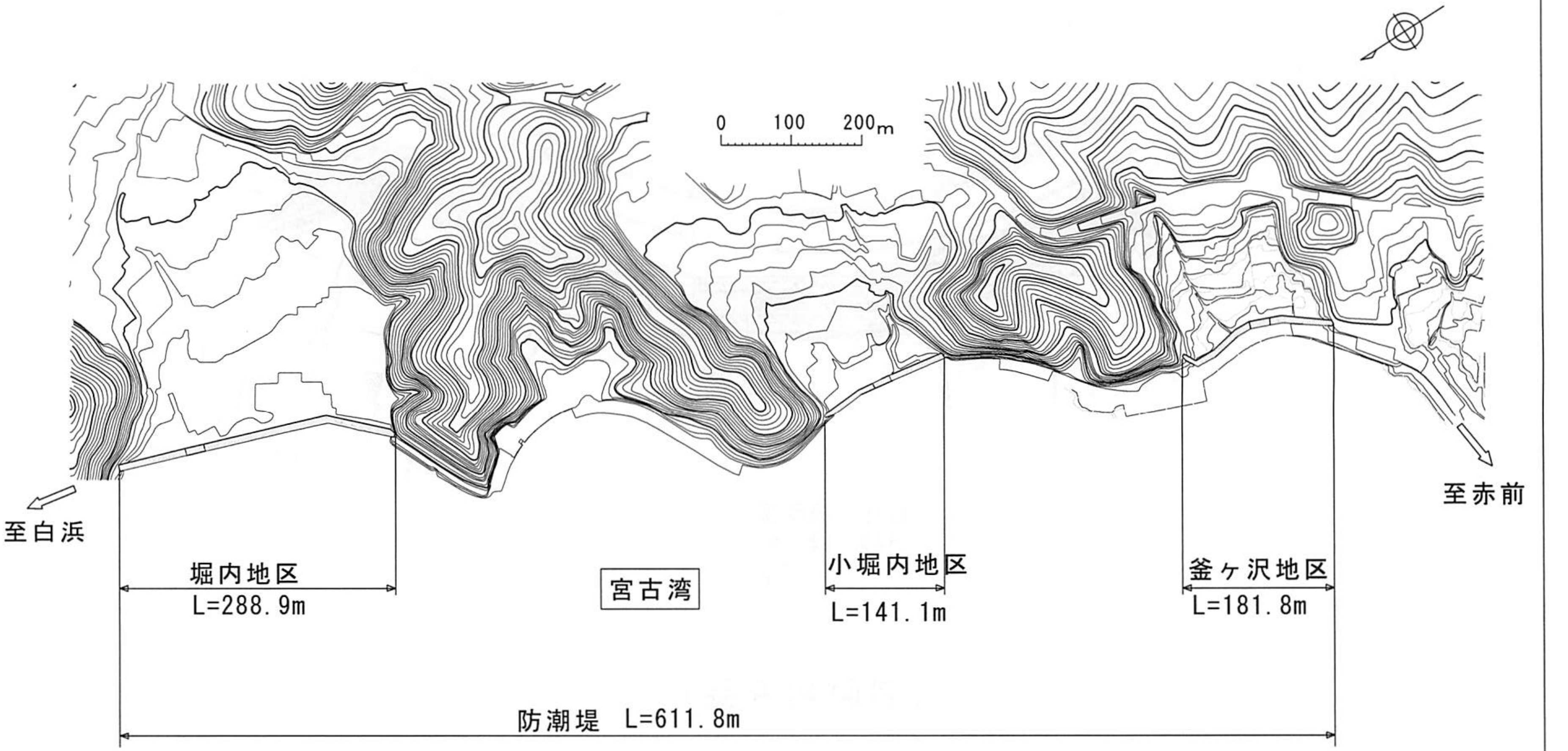

津軽石漁港海岸災害復旧（23災641号防潮堤）工事　平面図

（釜ヶ沢地区）

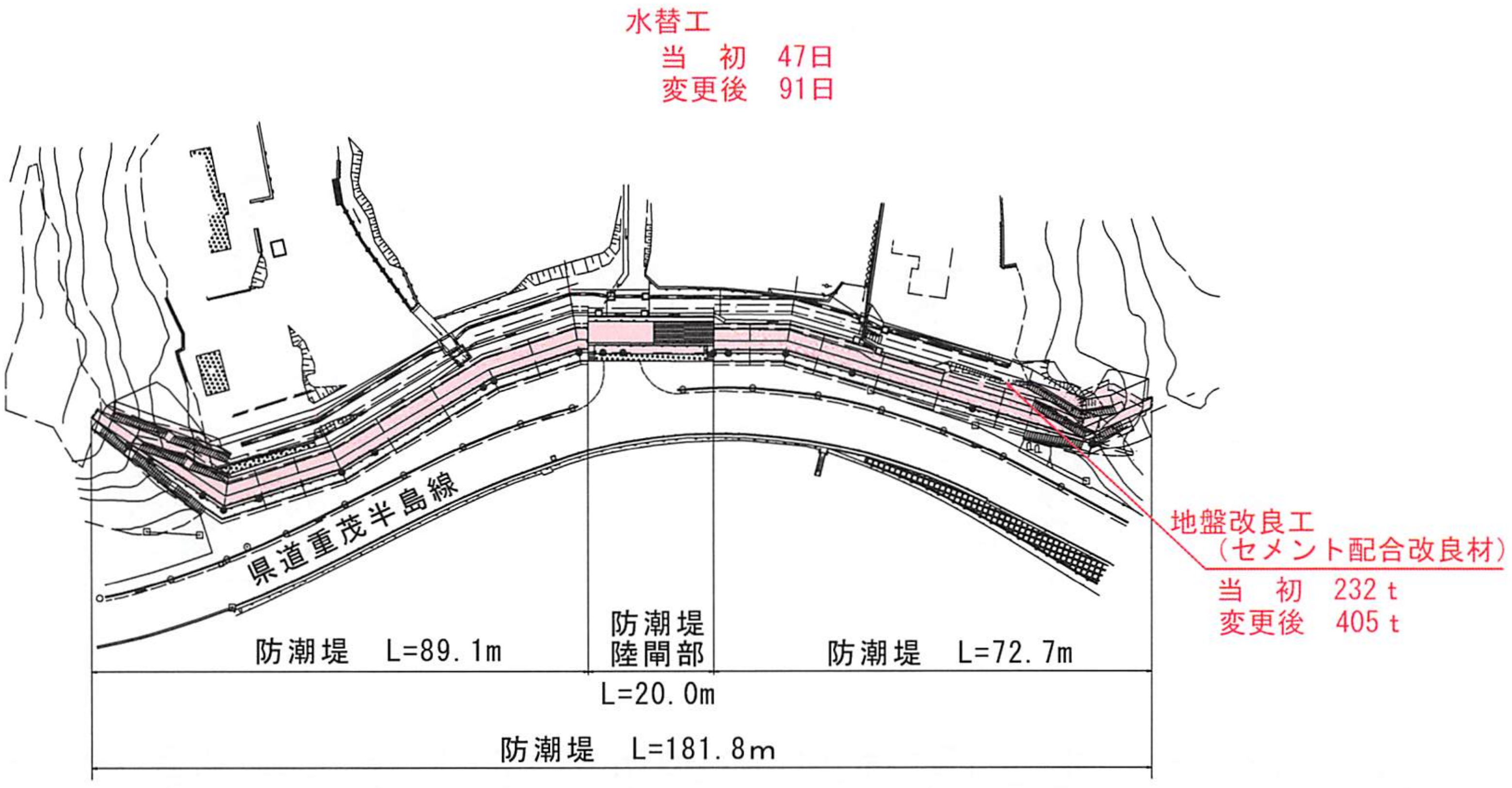

津軽石漁港海岸災害復旧（23災641号防潮堤）工事

標準断面図
（釜ヶ沢地区）

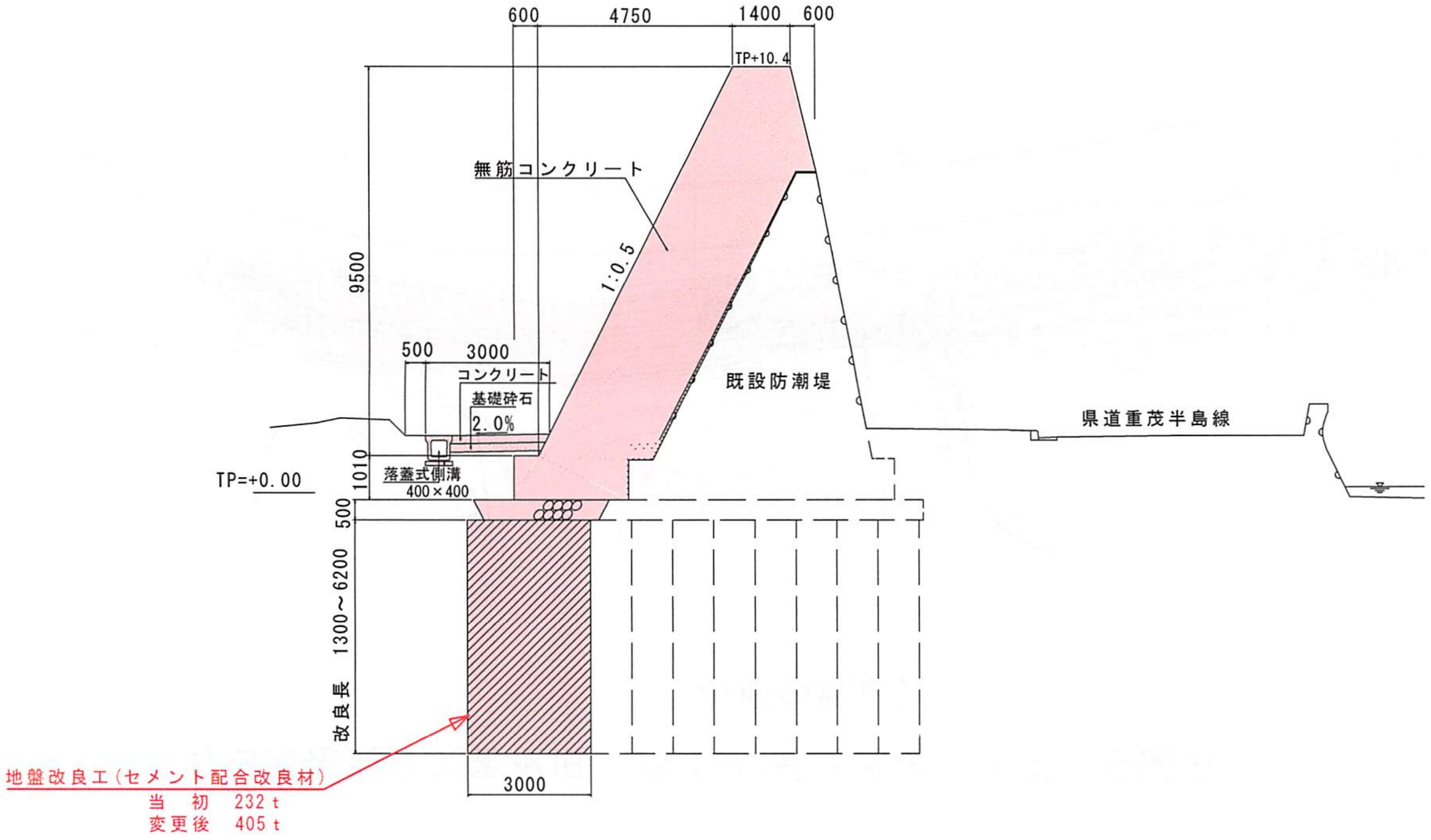

51－5

津軽石漁港海岸災害復旧（23災641号防潮堤）工事　平面図
（小堀内地区）

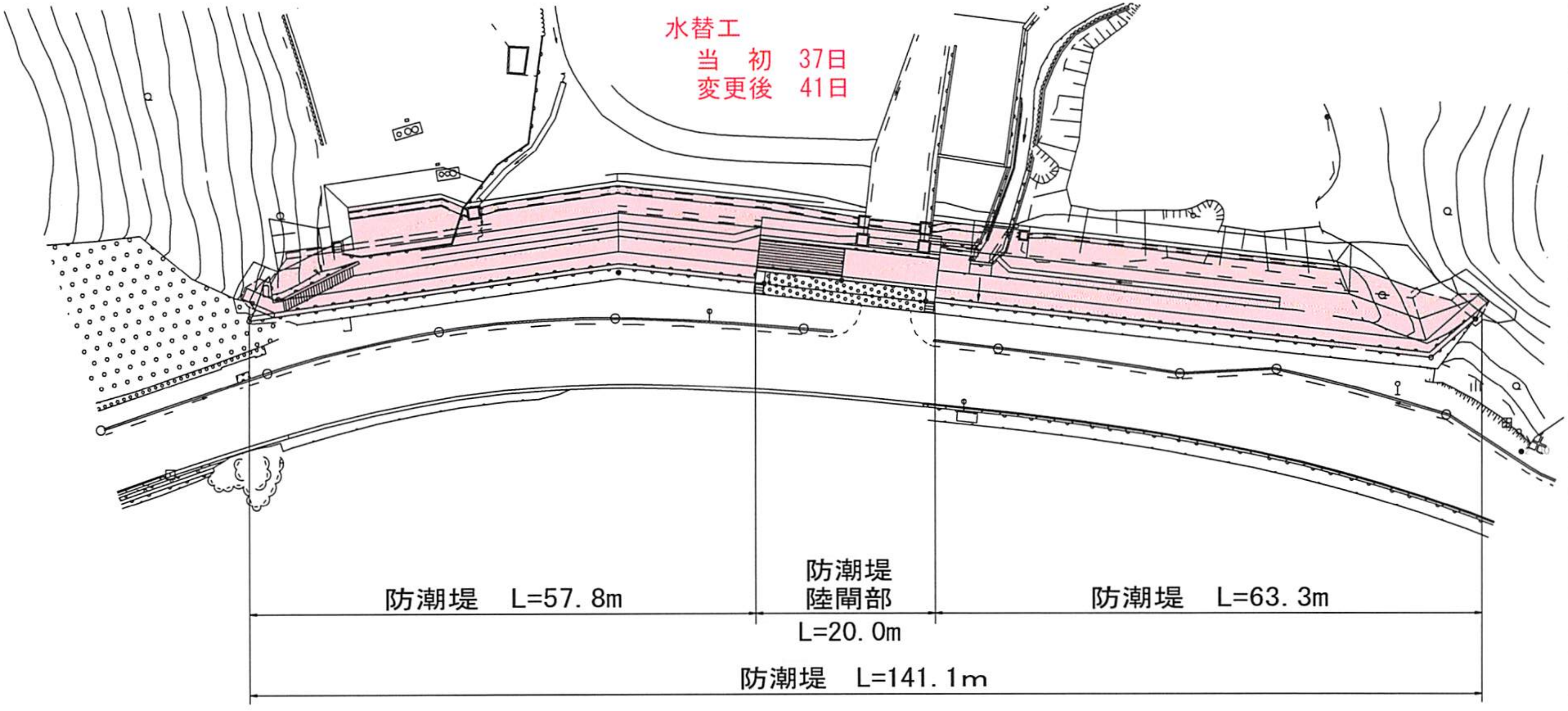

津軽石漁港海岸災害復旧（23災641号防潮堤）工事　平面図

（堀内地区）

水替工
当　初　72日
変更後　115日

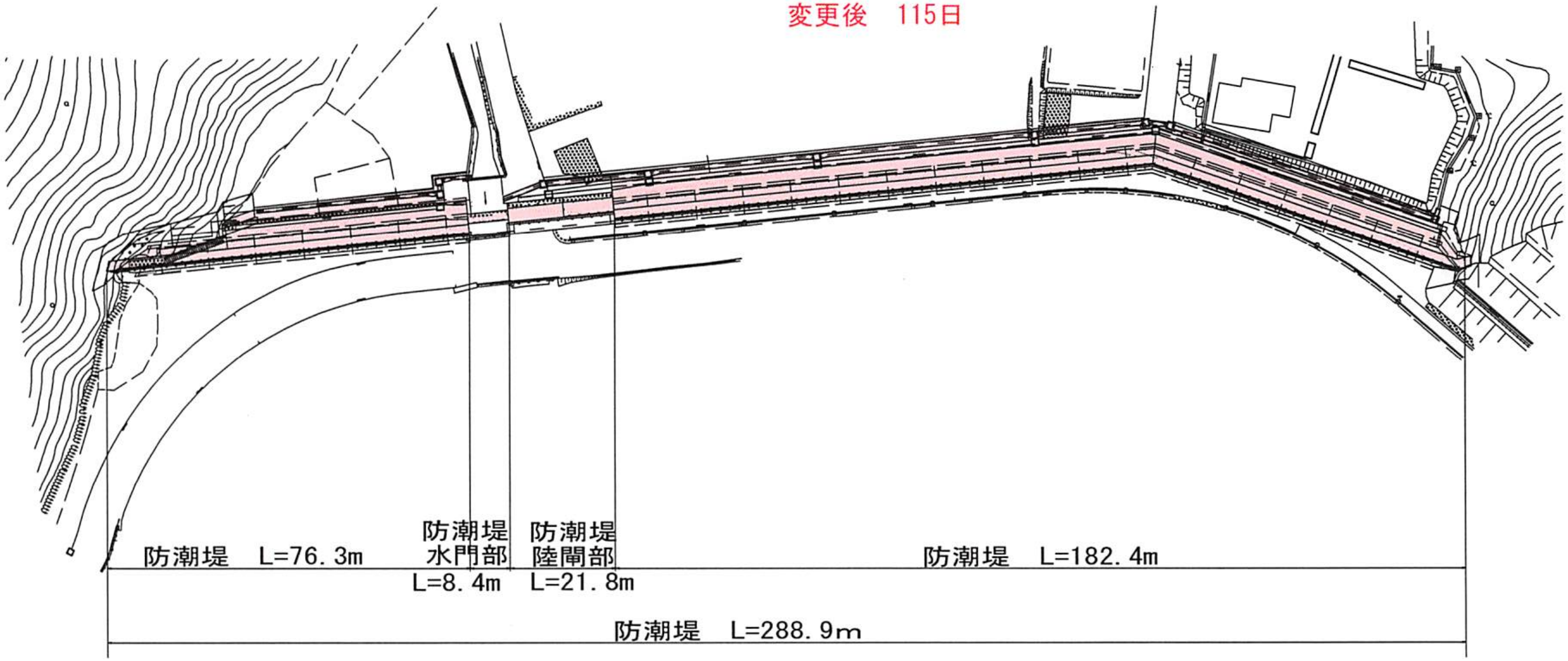

議案第５２号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　施設の名称

宮古市重茂児童館

２　指定管理者の名称

特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

宮古市重茂児童館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第５３号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　施設の名称

宮古市広域総合交流促進施設

２　指定管理者の名称

株式会社宮古地区産業振興公社

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

宮古市広域総合交流促進施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第５４号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　施設の名称

(1) 宮古市営住宅及び共同施設

(2) 宮古市定住化促進住宅

２　指定管理者の名称

株式会社寿広

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

宮古市営住宅及び共同施設並びに宮古市定住化促進住宅の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第５５号

山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて

山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定により山田町と協議するため、同条第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更することについて、山田町と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約（平成１９年宮古市告示第３２号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、山田町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条の協議会に関する事務（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。	（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、山田町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第５６号

岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて

岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定により岩泉町と協議するため、同条第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更することについて、岩泉町と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

岩泉町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約（平成１９年宮古市告示第３３号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、岩泉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条の協議会に関する事務（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。	（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、岩泉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第５７号

田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の変更の協議に関し議決を求めることについて

田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定により田野畑村と協議するため、同条第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託の一部を変更し、及びこれに伴い田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更することについて、田野畑村と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約（平成１９年宮古市告示第３４号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、田野畑村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務<u>並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条の協議会に関する事務</u>（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。	（地域生活支援事業等の事務委託） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、田野畑村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の事業並びに第９号の事業並びに第７７条の２第１項の事業及び業務並びに第８９条の３の協議会並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第３２条第２項に関する事務（以下「委託事務」という。）を、宮古市に委託する。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第５８号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

廃止する路線

宮古地区路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
５２	須賀南町線	宮古市港町２－３０番地先 宮古市港町４－２４番地先	
５３	須賀中町線	宮古市港町３１４－５番地先 宮古市港町３１１－１番地先	
５４	須賀北町線	宮古市港町３０９－１番地先 宮古市港町３１８－８番地先	
５５	清水川裏通線	宮古市鍬ヶ崎下町３０７－３番地先 宮古市鍬ヶ崎下町２３－４番地先	
５６	三番丁線	宮古市港町３１６－２番地先 宮古市港町３０９－４番地先	
５７	四番丁線	宮古市港町３１７－１番地先 宮古市港町３１０－２番地先	
５８	鍬ヶ崎旧舘線	宮古市鍬ヶ崎上町４－５０番地先 宮古市鍬ヶ崎上町４－４７番地先	
６３	前須賀日立浜線	宮古市港町３１１番地先 宮古市日立浜町１１－３０番地先	
７３	鍬ヶ崎海岸９号線	宮古市鍬ヶ崎下町１－２９番地先 宮古市鍬ヶ崎下町１－２５番地先	
７４	鍬ヶ崎海岸８号線	宮古市鍬ヶ崎上町７－１４番地先 宮古市鍬ヶ崎上町７－１１番地先	

７５	鍬ヶ崎海岸７号線	宮古市鍬ヶ崎上町６－１３番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町６－９番地先	
７６	鍬ヶ崎海岸６号線	宮古市鍬ヶ崎上町６－１８番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町６－４番地先	
７７	鍬ヶ崎海岸５号線	宮古市鍬ヶ崎上町５－７番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町５－３番地先	
７８	鍬ヶ崎海岸４号線	宮古市鍬ヶ崎上町３－１３番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町３－９番地先	
７９	鍬ヶ崎海岸３号線	宮古市鍬ヶ崎上町１－１７番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町１－１４番地先	
８１	山根町線	宮古市蛸の浜町５－２９番地先	
		宮古市山根町１－１番地先	
８２	前須賀浜通り線	宮古市港町６－２８番地先	
		宮古市港町６－１８番地先	
８３	清水川端線	宮古市鍬ヶ崎下町１２－１番地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町３４番地先	
８４	重五郎沢線	宮古市山根町４－２０番地先	
		宮古市山根町４－１２番地先	
８５	山根町日立浜幹線	宮古市山根町２－１５番地先	
		宮古市山根町２－２０番地先	
８６	山根町蛸の浜線	宮古市蛸の浜町４－９番地先	
		宮古市蛸の浜町７－５番地先	
８７	山根横丁支線	宮古市港町８－１６番地先	
		宮古市港町８－１３番地先	
８８	蛸の浜１号支線	宮古市蛸の浜町１７５－２番地先	
		宮古市蛸の浜町１６７番地先	

８９	蛸の浜３号線	宮古市蛸の浜町２－２２番地先	
		宮古市蛸の浜町２－６番地先	
９０	蛸の浜４号線	宮古市蛸の浜町２－２０番地先	
		宮古市蛸の浜町２－１２番地先	
９１	蛸の浜５号線	宮古市蛸の浜町２－２４番地先	
		宮古市蛸の浜町３－２０番地先	
９２	下町浜通り線	宮古市鍬ヶ崎下町３－１６番地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４－２０番地先	
９３	東熊野線	宮古市熊野町２１６番地先	
		宮古市熊野町２３０－４２番地先	
９４	東熊野支線	宮古市熊野町１－１６番地先	
		宮古市熊野町１－５番地先	
９６	梅翁寺線	宮古市鍬ヶ崎仲町３－１３番地先	
		宮古市鍬ヶ崎仲町４－２３番地先	
９８	光岸地上野山線	宮古市光岸地２－１８番地先	
		宮古市光岸地６－１１番地先	
９９	蛸の浜２号線	宮古市蛸の浜町１１８番地先	
		宮古市蛸の浜町５－１番地先	
３９１	鍬ヶ崎上野山線	宮古市鍬ヶ崎上町２－２７番地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町２－１７番地先	
１１６	長根岩船線	宮古市大字千徳第３地割字青猿９－２番地先	
		宮古市大字千徳第２３地割字与茂子４１－２番地先	
４４６	太田近内線	宮古市大字千徳第５地割字太田４－９番地先	
		宮古市大字千徳第５地割字太田５３－３０番地先	

５０９	近内１号線	宮古市大字近内第６地割字中村１０５－１番地先	
		宮古市大字近内第６地割字中村７６－２番地先	
５１０	近内２号線	宮古市大字近内第６地割字中村２４番地先	
		宮古市大字近内第６地割字中村２８番地先	
５１１	近内３号線	宮古市大字近内第６地割字中村２番地先	
		宮古市大字近内第６地割字中村１５－５番地先	
５１２	近内４号線	宮古市大字近内第３地割字白石１２９－２番地先	
		宮古市大字近内第３地割字白石１１９－１番地先	
５１３	板屋近内線	宮古市大字千徳第９地割字板屋１３－１番地先	
		宮古市大字近内第１０地割字南田１４４－２番地先	
５１８	西ヶ丘２９号線	宮古市西ヶ丘四丁目８－１番地先	
		宮古市大字近内第１０地割字南田１２９番地先	

崎山地区路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
8	女遊戸海岸線	宮古市大字崎山第６地割字袖平イ号１１９番地先	
		宮古市大字崎山第４地割字日陰８－２番地先	

津軽石地区路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
7	釜ヶ沢堀内線	宮古市大字赤前第１４地割字小堀内２８－１番地先	
		宮古市大字赤前第１５地割字堀内６０－２番地先	

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第５９号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

認定する路線

宮古地区路線番号	路線名	起点／終点	重要な経過地
６３	前須賀日立浜線	宮古市港町４０２番地先	
		宮古市日立浜町３２番２地先	
８２４	光岸地１号線	宮古市光岸地４００番１４地先	
		宮古市光岸地４００番１３地先	
８２５	光岸地２号線	宮古市光岸地４５番１地先	
		宮古市光岸地６２番地先	
８２６	光岸地３号線	宮古市光岸地４０３番１地先	
		宮古市光岸地４０３番１２地先	
８２７	鍬ヶ崎中央１号線	宮古市鍬ヶ崎上町４００番地先	
		宮古市鍬ヶ崎仲町４００番２地先	
８２８	鍬ヶ崎中央２号線	宮古市鍬ヶ崎上町４１６番地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４０７番６地先	
８２９	鍬ヶ崎上町１号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０３番７地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町４０５番１地先	
８３０	鍬ヶ崎上町２号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０１番２地先	
		宮古市鍬ヶ崎仲町４０１番１地先	
８３１	鍬ヶ崎上町３号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０４番１地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町２３番１地先	
８３２	鍬ヶ崎上町４号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０７番１地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町４１２番７地先	

８３３	鍬ヶ崎上町５号線	宮古市鍬ヶ崎上町４１１番６地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町４１１番１地先	
８３４	鍬ヶ崎上町６号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０８番２地先	
		宮古市鍬ヶ崎上町４０８番１地先	
８３５	鍬ヶ崎上町７号線	宮古市鍬ヶ崎上町４０９番１地先	
		宮古市鍬ヶ崎仲町４００番１８地先	
８３６	鍬ヶ崎仲町１号線	宮古市鍬ヶ崎仲町４００番２地先	
		宮古市鍬ヶ崎仲町４０３番３地先	
８３７	鍬ヶ崎下町１号線	宮古市鍬ヶ崎下町４１０番２９地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４１０番１地先	
８３８	鍬ヶ崎下町２号線	宮古市鍬ヶ崎仲町４０４番３地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町２８８番２地先（右）	
８３９	鍬ヶ崎下町３号線	宮古市鍬ヶ崎下町４１１番２地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４１１番１地先	
８４０	鍬ヶ崎下町４号線	宮古市鍬ヶ崎下町４０３番５地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４０５番１地先	
８４１	鍬ヶ崎下町５号線	宮古市鍬ヶ崎下町４０８番３地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４０８番１地先	
８４２	鍬ヶ崎下町６号線	宮古市鍬ヶ崎下町４０７番１地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４０８番１地先	
８４３	鍬ヶ崎下町７号線	宮古市鍬ヶ崎下町４０６番１地先	
		宮古市鍬ヶ崎下町４０５番１地先	
８４４	熊野町１号線	宮古市熊野町４００番１３地先	
		宮古市熊野町２３０番４２地先	
８４５	熊野町２号線	宮古市熊野町４０２番９地先（右）	
		宮古市熊野町４０３番７地先（右）	

８４６	熊野町３号線	宮古市熊野町４０２番７地先	
		宮古市熊野町４０２番１地先	
８４７	蛸の浜町１号線	宮古市蛸の浜町４０１番地先	
		宮古市蛸の浜町１３７番１地先	
８４８	蛸の浜町２号線	宮古市蛸の浜町４１６番５地先	
		宮古市蛸の浜町４１１番１地先	
８４９	蛸の浜町３号線	宮古市蛸の浜町４１５番６地先	
		宮古市蛸の浜町４１４番９地先	
８５０	蛸の浜町４号線	宮古市蛸の浜町４０２番１２地先（右）	
		宮古市蛸の浜町４０２番１８地先（右）	
８５１	蛸の浜町５号線	宮古市蛸の浜町４１５番５地先	
		宮古市蛸の浜町４１５番１地先	
８５２	蛸の浜町６号線	宮古市蛸の浜町４０２番１１地先	
		宮古市蛸の浜町４０２番１地先	
８５３	蛸の浜町７号線	宮古市蛸の浜町４１２番７地先	
		宮古市蛸の浜町４１３番３地先	
８５４	蛸の浜町８号線	宮古市蛸の浜町４０３番８地先	
		宮古市蛸の浜町４０３番１地先	
８５５	蛸の浜町９号線	宮古市蛸の浜町４１２番６地先	
		宮古市蛸の浜町４１２番２地先	
８５６	蛸の浜町１０号線	宮古市蛸の浜町４０５番７地先	
		宮古市蛸の浜町４０５番３地先	
８５７	蛸の浜町１１号線	宮古市蛸の浜町４１１番１０地先	
		宮古市蛸の浜町４１１番７地先	
８５８	蛸の浜町１２号線	宮古市蛸の浜町４０８番４地先	
		宮古市蛸の浜町４０８番１地先	

８５９	蛸の浜町１３号線	宮古市蛸の浜町４１０番４地先	
		宮古市蛸の浜町５番１地先	
８６０	山根町１号線	宮古市山根町４０２番１３地先	
		宮古市山根町４０２番３地先	
８６１	山根町２号線	宮古市山根町４０３番１０地先	
		宮古市山根町４０３番１地先	
８６２	港町１号線	宮古市港町４００番８地先	
		宮古市港町４００番７地先	
８６３	港町２号線	宮古市港町４０１番３２地先	
		宮古市港町４０１番１０地先	
８６４	港町３号線	宮古市港町４０３番６地先	
		宮古市港町４０２番地先	
８６５	臨港通１号線	宮古市臨港通４０４番４地先	
		宮古市臨港通４０１番地先（右）	
８６６	臨港通２号線	宮古市臨港通４０５番１９地先	
		宮古市臨港通４０５番２地先	
１１６	長根近内線	宮古市長根三丁目９４番２地先	
		宮古市近内二丁目６番２１地先（右）	
４４６	太田近内線	宮古市太田一丁目８５番１５地先	
		宮古市西ヶ丘四丁目１６番１３地先	
５１３	板屋近内線	宮古市板屋二丁目１番１地先	
		宮古市近内四丁目１番１５地先（右）	
５１８	西ヶ丘２９号線	宮古市西ヶ丘四丁目８番１地先	
		宮古市近内三丁目７番１地先	
８６７	近内岩船線	宮古市近内三丁目５番１０地先	
		宮古市千徳第２４地割１１１番地先（右）	

８６８	近内二丁目 １　号　線	宮古市太田二丁目１５４番１２地先 宮古市太田二丁目１５４番１３地先	
８６９	近内二丁目 ２　号　線	宮古市近内二丁目５番１地先 宮古市近内二丁目５番１地先	
８７０	近内二丁目 ３　号　線	宮古市近内二丁目１番３地先 宮古市近内二丁目１番８地先	
８７１	近内二丁目 ４　号　線	宮古市近内二丁目２番４地先 宮古市近内二丁目２番６地先	
８７２	近内二丁目 ５　号　線	宮古市近内二丁目３番４地先 宮古市近内二丁目４番２１地先	
８７３	近内二丁目 ６　号　線	宮古市近内二丁目３番６地先 宮古市近内二丁目３番１２地先	
８７４	近内二丁目 ７　号　線	宮古市近内二丁目４番１５地先 宮古市近内二丁目４番１９地先（右）	
８７５	近内二丁目 ８　号　線	宮古市近内二丁目６番６地先 宮古市近内二丁目６番９地先	
８７６	近内二丁目 ９　号　線	宮古市近内二丁目６番２７地先（右） 宮古市近内二丁目６番２９地先（右）	
８７７	近内二丁目 １０号線	宮古市近内二丁目７番１地先（右） 宮古市近内二丁目７番９地先（右）	
８７８	近内二丁目 １１号線	宮古市近内二丁目７番２２地先 宮古市近内二丁目７番１４地先	
８７９	近内二丁目 １２号線	宮古市近内二丁目８番９地先 宮古市近内二丁目７番９地先	
８８０	近内二丁目 １３号線	宮古市近内二丁目１０番１１地先 宮古市近内二丁目１０番１地先	

８８１	近内三丁目１号線	宮古市近内三丁目７番１地先	
		宮古市近内三丁目７番４地先	
８８２	近内三丁目２号線	宮古市近内三丁目２番１地先	
		宮古市近内三丁目２番６地先	
８８３	近内三丁目３号線	宮古市近内三丁目１番６地先（右）	
		宮古市近内三丁目１番１２地先（右）	
８８４	近内三丁目４号線	宮古市近内三丁目３番１０地先	
		宮古市近内三丁目３番５地先（右）	
８８５	近内三丁目５号線	宮古市近内三丁目４番１地先（右）	
		宮古市近内三丁目１２番９地先	
８８６	近内三丁目６号線	宮古市近内三丁目６番１地先	
		宮古市近内三丁目６番８地先	
８８７	近内三丁目７号線	宮古市近内三丁目４番１１地先	
		宮古市近内三丁目４番９地先	
８８８	近内三丁目８号線	宮古市近内三丁目５番９地先	
		宮古市近内三丁目６番６地先	
８８９	近内三丁目９号線	宮古市近内三丁目８番２地先	
		宮古市近内三丁目９番１地先（右）	
８９０	近内三丁目１０号線	宮古市近内三丁目９番１０地先	
		宮古市近内三丁目９番６地先	
８９１	近内三丁目１１号線	宮古市近内三丁目１１番１３地先	
		宮古市近内三丁目１２番５地先（右）	
８９２	近内四丁目１号線	宮古市近内四丁目１番１１地先	
		宮古市近内四丁目１番１２地先	
８９３	近内四丁目２号線	宮古市近内四丁目２番１０地先	
		宮古市近内四丁目２番１地先	

８９４	近内四丁目３　号　線	宮古市近内四丁目３番１地先	
		宮古市近内四丁目３番１２地先	
８９５	近内四丁目４　号　線	宮古市近内四丁目５番１２地先	
		宮古市近内四丁目５番６地先	
８９６	近内四丁目５　号　線	宮古市近内四丁目９番１地先	
		宮古市近内四丁目５番１地先	
８９７	近内四丁目６　号　線	宮古市近内四丁目９番３１地先	
		宮古市近内四丁目９番２２地先	
８９８	近内四丁目７　号　線	宮古市近内四丁目１０番１地先	
		宮古市近内四丁目１０番１８地先	
８９９	近内四丁目８　号　線	宮古市近内四丁目１１番７地先	
		宮古市近内四丁目６番５地先	
９００	近内四丁目９　号　線	宮古市近内四丁目７番８地先	
		宮古市近内四丁目７番１地先	
９０１	近内五丁目１　号　線	宮古市近内五丁目８番９地先	
		宮古市近内五丁目２番１地先	
９０２	近内五丁目２　号　線	宮古市近内三丁目１２番７地先	
		宮古市近内三丁目１２番５地先	
９０３	近内五丁目３　号　線	宮古市近内五丁目３番５地先	
		宮古市近内五丁目３番１地先	
９０４	近内五丁目４　号　線	宮古市近内五丁目２番２４地先	
		宮古市近内五丁目６番１３地先	
９０５	近内五丁目５　号　線	宮古市近内五丁目５番１地先（右）	
		宮古市近内五丁目５番１地先（右）	
９０６	近内五丁目６　号　線	宮古市近内五丁目６番１地先	
		宮古市近内五丁目６番２０地先	

９０７	近内五丁目７号線	宮古市近内五丁目１番１４地先	
		宮古市近内五丁目１番１３地先	
９０８	近内五丁目８号線	宮古市近内五丁目７番８地先	
		宮古市近内五丁目６番１２地先	
９０９	近内六丁目１号線	宮古市近内六丁目５番８地先	
		宮古市近内六丁目２番１地先	
９１０	近内六丁目２号線	宮古市近内六丁目２番８地先	
		宮古市近内六丁目２番６地先	
９１１	近内六丁目３号線	宮古市近内六丁目４番１地先	
		宮古市近内六丁目４番１１地先	
９１２	近内六丁目４号線	宮古市近内六丁目５番３地先	
		宮古市近内六丁目５番１地先	
９１３	近内六丁目５号線	宮古市近内六丁目６番４地先	
		宮古市近内六丁目６番１地先	
９１４	西ヶ丘四丁目１号線	宮古市西ヶ丘四丁目６４番１８地先（右）	
		宮古市西ヶ丘四丁目６４番１地先（右）	
９１５	太田二丁目１号線	宮古市太田二丁目１０７番２９地先（右）	
		宮古市太田二丁目１５３番１地先	

崎山地区路線番号	路線名	起点 / 終点	重要な経過地
８	女遊戸海岸線	宮古市崎山第６地割４８番２地先（右）	
		宮古市崎山第４地割３番４地先	
７８	女遊戸海岸２号線	宮古市崎山第４地割７８番５地先	
		宮古市崎山第４地割１番１１地先	

７９	女遊戸海岸 ２号枝線	宮古市崎山第６地割９３番７地先 宮古市崎山第６地割９２番２地先	
８０	女遊戸海岸 ３　号　線	宮古市崎山第６地割９２番７地先 宮古市崎山第４地割４９番２地先（右）	

津軽石地区路線番号	路線名	起　点 終　点	重要な経過地
７	小堀内 １号線	宮古市赤前第１４地割２８番１地先 宮古市赤前第１４地割８３番１地先（右）	
１０２	小堀内 ２号線	宮古市赤前第１４地割６４番１地先 宮古市赤前第１４地割５８番２地先	
１０３	小堀内 堀内線	宮古市赤前第１４地割５５番２８地先 宮古市赤前第１５地割６０番２地先	

重茂地区路線番号	路線名	起　点 終　点	重要な経過地
５３	里団地 １号線	宮古市重茂第１地割１３番１６地先 宮古市重茂第１地割１３番６地先	
５４	里団地 ２号線	宮古市重茂第１地割１３番１０地先 宮古市重茂第１地割４５番１地先	
５５	里団地 ３号線	宮古市重茂第１地割１３番３２地先 宮古市重茂第１地割１３番１９地先	

平成３０年２月２７日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。